

(趣旨)

第1条 この規則は、[いきいきランドかが条例\(平成17年加賀市条例第136号\)](#)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専用利用の手続)

第2条 いきいきランドかが(以下「ランド」という。)の体育施設を専用利用により利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、利用期日の7日前までに専用利用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 許可に係る事項を変更しようとするときは、利用期日の3日前までに専用利用許可事項変更申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、[前2項](#)の規定により専用利用許可又は専用利用許可事項変更の申請があった場合、施設の利用その他管理運営に支障がないと認めたときは、速やかに専用利用許可書又は専用利用許可事項変更許可書(以下「専用利用許可書等」という。)を申請者に交付する。

4 [前項](#)の規定により、専用利用許可書等の交付を受けた者が、その利用の取消しをしようとする場合には、利用期日の3日前までに利用取消届により、指定管理者に届け出なければならない。

(個人利用の手続)

第3条 入浴施設を利用しようとする者にあつては、利用料金を納付し、又は回数券を提出したときに、利用許可を受けたものとみなす。

2 体育施設を個人利用により利用しようとする者にあつては、利用料金を納付し、又は回数券を提出し、若しくは通年利用券若しくは[加賀市公の施設共通使用料条例\(平成17年加賀市条例第82号\)第5条第1項](#)に規定する共通券を提示したときに、個人利用許可を受けたものとみなす。

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けないで物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは配付しないこと。

(2) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。

(3) ごみの投捨て、その他不衛生な行為をしないこと。

(4) 他人に迷惑を及ぼし、又は風紀を乱す行為をしないこと。

(5) ランドの敷地内で飲酒し、又は喫煙しないこと。

(6) [前各号](#)に掲げるもののほか、ランドの管理上支障がある行為をしないこと。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前のいきいきランドかが管理運営規則(平成9年加賀市規則第41号。以下「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日において、現に合併前の規則の規定により管理をしている施設に係るこの規則の適用については、平成18年9月1日(その日前に[加賀市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例\(平成17年加賀市条例第71号\)第6条](#)の規定に基づき当該施設に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお合併前の規則の例による。

(読替規定)

4 [いきいきランドかが条例附則第4項](#)の規定により、市長がランドの管理を行う場合においては、第2条の見出し中「専用利用」とあるのは「専用使用」と、[同条第1項](#)中「専用利用に」とあるのは「専用使用に」と、「利用しよう」とあるのは「使用しよう」と、「利用期日」とあるのは「使用期日」と、「専用利用許可申請書」とあるのは「専用使用許可申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、[同条第2項](#)中「利用期日」とあるのは「使用期日」と、「専用利用許可事項変更申請書」とあるのは「専用使用許可事項変更申請書」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、[同条第3項](#)中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「専用利用許可又は専用利用許可事項変更」とあるのは「専用使用許可又は専用使用許可事項変更」と、「利用その他」とあるのは「使用その他」と、「専用利用許可書又は専用利用許可事項変更許可書(以下「専用利用許可書等」)」とあるのは「専用使用許可書又は専用使用許可事項変更許可書(以下「専用使用許可書等」)」と、[同条第4項](#)中「専用利用許可書等」とあるのは「専用使用許可

書等」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、「利用期日」とあるのは「使用期日」と、「利用取消届」とあるのは「使用取消届」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第3条の見出し中「個人利用」とあるのは「個人使用」と、[同条第1項](#)中「利用しよう」とあるのは「使用しよう」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用許可」とあるのは「使用許可」と、[同条第2項](#)中「個人利用」とあるのは「個人使用」と、「利用しよう」とあるのは「使用しよう」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「通年利用券」とあるのは「通年使用券」と、「個人利用許可」とあるのは「個人使用許可」と、[第4条](#)(見出しを含む。)中「利用者」とあるのは「使用者」と読み替えるものとする。

附 則(平成18年2月1日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前のいきいきランドかが条例施行規則(平成17年加賀市規則第100号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後のいきいきランドかが条例施行規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成20年3月31日規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日規則第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。